

学外での活動再開のためのガイドライン

日本大学吹奏楽研究会

第1版

本ガイドラインは、日本大学吹奏楽研究会が、安全で安心できる状態で活動を再開するために、日本大学の方針に沿って作成したものである。また、使用する施設の規定を遵守し、研究会の具体的な実施事項を提示する。

目次

1. 全般	2
2. 健康管理に関して	3
3. 活動に関して	7
4. その他	8

1. 全般

□本ガイドラインの徹底方法・会員の理解方法

- ・アプリ「らくらく連絡網」とアプリ「LINE」を利用し、総務から全会員に本ガイドラインを共有する。
- ・共有した本ガイドラインは会員全員にしっかりと精読をさせ、精読した者は、その内容を要約したものを主将に提出する。提出したものをもとに、オンライン活動にて話し合いを行い、理解を深める。
- ・週に1度オンラインにて行っている活動の最後に、ガイドラインに従わなかった場合は活動ができないこと、一人の軽率な行動が学校や社会に甚大な影響をもたらすことについて幹部から話をする。それにより、全会員にガイドラインの重要性を認知させ続ける。
- ・オンライン活動を欠席した者については、活動中に話した内容を文面で共有し、ガイドラインに対する重要さの認知に漏れがないようにする。
- ・ガイドラインに新しい内容や変更点が追加された場合には、その都度、アプリ「らくらく連絡網」、アプリ「LINE」にて文面で説明するだけでなく、総務及び主将から、オンライン活動を通して丁寧に説明をする。不明点がある場合はその場で発言してもらい、会員が理解できないということがないようにする。また、欠席した者についても、共有をするだけでなく、内容は理解できたか、不明点はないかを一人ずつ確認する。
- ・幹部、パートリーダーは、同時間帯に練習をする会員の行動を注視し、ガイドラインに沿っていない行動をしている場合、指導や注意をする。
- ・練習参加前には、本ガイドラインの「3.活動に関して」(p.7)の部分を再度精読してから、練習に参加することとする。

□新型コロナウイルス感染防止対策における連絡担当者

総務…加藤遥(文理学部社会福祉学科4年)

体調が優れない者は練習の参加の有無に関わらず、必ず総務に連絡をする。総務は全会員に体調の変化がないか、ガイドラインに沿った行動ができたかを確認する。また、健康観察システム、行動履歴記録に記入漏れがないかを集約する。

主将…赤堀宙(文理学部心理学科4年)

会員へのガイドラインの意識付けを中心となって行う。会員のガイドラインに対する理解が十分であるかを、提出された要約をもとに判断する。理解が不十分であると判断された会員に対しては、再提出を求め、全会員が十分に理解できるまで行う。

2. 体調管理に関して

□会員及び関係者の健康観察と行動履歴記録について

上記の総務・主将だけでなく、下記の方法により、幹部学年全員(合計15名)で全会員の体調管理や行動履歴の確認を行う。

～健康観察システムの管理方法～

- ① 幹部学年 3,4 名と下級生 2,3 名の LINE グループを全 5 グループ作る。
- ② 各会員は健康観察システム記入後の画面を写真に保存し、22 時までに各 LINE グループに送る。
- ③ 各 LINE グループの代表者(幹部)は、23 時までに未記入の有無を確認し、総務へ報告する。
- ④ 総務は、24 時頃に会員全体の LINE グループ上で当日の未記入者の有無、未記入者の氏名を報告する。
- ⑤ 各 LINE グループの代表者は、Google フォームに当日の記入状況を記録する。

～行動履歴の確認方法～

- ① 幹部学年 3,4 名と下級生 2,3 名の LINE グループを全 5 グループ作る。
- ② 各会員は行動履歴記入後の画面を写真に保存し、22 時までに各 LINE グループの代表者(幹部)に送る。
- ③ 各 LINE グループの代表者(幹部)は、23 時までに未記入の有無を確認し、総務へ報告する。
- ④ 総務は、24 時頃に会員全体の LINE グループ上で当日の未記入者の有無、未記入者の氏名を報告する。
- ⑤ 各 LINE グループの代表者は、Google フォームに当日の記入状況を記録する。

また、全会員および指導者等の関係者は、厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」をインストールする。「COCOA」で過去 14 日間の陽性者との接触の有無を確認し、行動履歴のエクセルに接触の有無を記入する。

□会員及び関係者の活動時の行動履歴記録について

- ・資料 5「課外活動行動記録(横版)」を用いて行動履歴を記録する。
- ・感染ネットワーク拡大リスクを抑えるために「“Stay with Your Community”の遵守」(資料 4)を参考に、相互の接触を極力減らし、感染リスクの低減を図る。

□体調管理方法

(日本大学健康観察システムより抜粋)

+ +

- ・体温が 37.0℃以上ある
- ・いつもより熱っぽく感じる
- ・寒気がする
- ・強い倦怠感(体のだるさ)がある
- ・咳が出る
- ・呼吸がしづらい
- ・息切れがある(呼吸困難)
- ・胸部に違和感がある
- ・のどが痛い(咽頭痛)がある
- ・鼻水が出る
- ・食べ物や飲み物の味を感じない(味覚障害)
- ・においを感じない(嗅覚障害)
- ・頭痛がある
- ・腹痛がある
- ・筋肉や関節の痛みがある
- ・その他の症状がある

+ +

上記の症状に当てはまるかどうかを毎日確認・報告・記録することを徹底する。

【該当者への対応】

症状者は総務に報告し自宅待機または即帰宅する。体調の経過を1週間自己観察し、症状が続く場合は医療機関を受診する。

【該当者以外への対応】

練習中に症状者が出た場合は、練習を直ちに中止し練習参加者を帰宅させる。練習参加者は帰宅後、家族に症状者との接触を報告し、体調の経過を1週間自己観察する。症状が出た場合は総務に報告し、医療機関を受診する。

【その他注意事項】

- ・いずれの場合も、症状がある者は必要に応じて(※1)医療機関を受診する。
- ・上記の症状以外でも、少しでも体調が優れない場合は自宅待機(※2)とする。
- ・練習日は、毎日行なっている1日2回の検温の他に、練習前後にも検温を行う。体温計は各自持参(持参した体温計の貸し借りは禁止)し、体温計の持参が難しい者は、自宅を出る前と帰宅後に検温を行う。

※1

この場合の「必要に応じて」とは下記の目安に従うこととする。

- ・「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596978.pdf>

- ・日本大学経済学部 「新型コロナウイルス感染症に関する自宅待機・解除基準について」

<https://www.eco.nihon-u.ac.jp/topics/8650/>

(上記ホームページより一部抜粋)

以下に示す比較的軽い症状が4日以上続く場合に、医療機関を受診することとする

1. 37.5°C以上の発熱または、平熱よりも0.5°C高い場合（解熱剤で下げる前の体温）
2. 咳、くしゃみ、息苦しさ（呼吸困難）、息切れ、強いだるさ（倦怠感）、味覚異常、嗅覚異常などの体調異常

※2

自宅待機・自宅待機解除の基準は日本大学ホームページに従い、以下の通りとする。

- ・「新型コロナウイルスに関する各学部の対応について」

<https://www.nihon-u.ac.jp/information/2020/03/11807/>

(「自宅待機・自宅待機解除の基準について」日本大学各学部ホームページより抜粋)

【自宅待機の基準】

- 1.発熱の基準については個人差があるが、37.0°C以上もしくは平熱より0.5°C以上高い場合は、各学部の保健室の指示に従い、自宅待機とする。(解熱薬や感冒薬を飲み続けなければならぬときを含む)
- 2.体調に異常のある場合(咳、くしゃみ、息苦しさ(呼吸困難)、息切れ、強いだるさ、(倦怠感)、味覚異常、嗅覚異常など)は、自宅待機とする。

【自宅待機解除の基準】

次の1~3の全てを満たした場合、自宅待機を解除することとする。

- 1.解熱後4日経過した。
- 2.発熱以外の症状についても、改善後4日経過した。(発熱以外の症状:咳、くしゃみ、息苦しさ(呼吸困難)、息切れ、強いだるさ(倦怠感)、味覚異常、嗅覚異常など)
- 3.最初の症状(発熱又は2の症状)が発症してから少なくとも8日以上が経過している。

□感染者・濃厚接触者が出た場合の対処法

感染者・濃厚接触者は総務に報告し、保健所に相談をする。即座に活動を停止し、総務が本部(各学部)の学生課又は保健室及び、岸和孝会長、石井孝明音楽監督、齊藤翼コーチ、伊藤幸希コーチに報告する。

【感染者本人の場合】

保健所等の指示に従う。入院する場合は、入退院時に幹部、顧問に報告する。自宅療養の場合は、毎日検温や体調の確認を行い日本大学健康観察システムへ記入し、幹部に体調の変化等を定期的に報告する。

【濃厚接触者が出た場合】

濃厚接触者が出た場合、以下の通りとし、活動停止および再開については本部(各学部)の学生課や、保健所の指示に従う。なお、保健所の選定が行われない場合は、「保健所の濃厚接触者調査縮小への本研究会の対応」を参考に、「要観察対象者」(濃厚接触の疑いあり)に該当するか判断する。

《本人が濃厚接触者であった場合》

保健所から濃厚接触者として連絡があった場合や要観察対象者に該当する場合は、速やかに本部(各学部)の学生課又は保健室へ報告した上で、自宅待機とする。

PCR 検査の結果が

▶ 「陽性」の場合

医師または保健所の指示に従う。

▶ 「陰性」の場合

感染者と接触した後 14 日間は、健康状態に注意を払い自宅待機とする。また、保健所から指示があった際はそちらに従う。

《家族などの同居者が新型コロナウイルス感染症の疑い、濃厚接触者と判断された場合》

同居者の検査結果が出るまでは対面活動に参加せず、自宅待機とする。

PCR 検査の結果が

▶ 「陽性」の場合

保健所等の指示に従う。

▶ 「陰性」の場合

活動の参加を認める。

《長時間の接触があったアルバイトの同僚等が、濃厚接触者と判断された場合》

保健所の指示を確認する。

3. 活動に関して

活動は「課外活動再開のロードマップ」に従い行う。活動参加人数については本部学生課の指針、感染状況により増減させる。

□共通事項

- ・練習場への移動時を含め、活動中は必ずマスクを着用する。
- ・活動前後に、約30秒の手洗いを実施する。また、アルコール消毒液（濃度70～95%）で手指の消毒を行う。
- ・大学の規定に準じ、人との距離を保つ。
- ・常時練習場の窓及びドアを2か所開放し、サーキュレーター、換気扇を作動させ、換気を行う。

□活動前

- ・日本大学健康観察システムに、2週間以内に未記入がある者の入館を認めない。
- ・入館時に検温を実施し、37.0℃以上及び、平熱より0.5℃以上の発熱がある者、体調に異常のある者（咳、くしゃみ、息苦しさ(呼吸困難)、息切れ、強いだるさ、(倦怠感)、味覚異常、嗅覚異常など）は入館を認めない。
- ・エレベーターでの移動の際は、会話を控え、密にならないように注意する。

□活動中

- ・荷物は各自の手元に置き、荷物置き場で密になることや他人が触ることを避ける。
- ・管楽器演奏者は演奏中、フェイスシールドなどを着用する。

□活動後

- ・施設側の消毒体制に応じて、練習中に使用した箇所をアルコール消毒液で消毒する。
- ・ごみは各自持参したごみ袋に入れ、密封し、持ち帰る。

□道具の使用方法

- ・楽器は原則個人所有のものを使用し、他人の楽器や道具には触らない。（研究会が所有している楽器を使用する場合も、普段使用している楽器のみを使用する。）
- ・ハーモニーディレクターなど不特定多数の会員が触れる物は、使用前に手指を消毒し、使用後は使用した物のアルコール消毒を行う。

4. その他

- ・ガイドラインを遵守できない者に対しては、活動への参加を認めない。
（*別途「対面での活動再開に関する誓約書」を参照）
- ・活動中又は活動前後も含め、複数名で飲食を行わない。会合・懇親会は禁止する。また、日常的に複数名での飲食を控える。
（*別途「飲食店に関する誓約書」を参照）
- ・活動再開の許可が下りた場合も会員本人と保護者の意向を尊重し、練習への参加は強制とはしない。（*別途同意書を参照）
- ・消毒用アルコールは、個人または研究会が確保する。